

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都新築建築物再生可能エネルギー設備設置等推進基金条
例

公布年月日・番号 令和5年3月9日・東京都条例第9号

第1 概要

1 制定理由

脱炭素社会の実現に向け、新築建築物に係る再生可能エネルギー設備設置等の推進に要する資金に充てるため、東京都新築建築物再生可能エネルギー設備設置等推進基金を設置する必要がある。

2 制定の内容

ア 基金の設置

脱炭素社会の実現に向け、新築建築物に係る再生可能エネルギー設備設置等の推進に要する資金に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都新築建築物再生可能エネルギー設備設置等推進基金を設置する。

イ 積立額

基金の積立額は、予算で定める。

ウ 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管する。

基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

エ 運用益金の処理

運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れる。

オ 処分

アの目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

カ 繰替運用

確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第2 施行日

公布の日

第3 問合せ先

環境局気候変動対策部計画課

直通 03-5388-3565